

小千谷学校「学校日誌」を読む

——郷学と小学校のあいだで——

八 鍬 友 広

はじめに

本稿は、小千谷学校において作成された「学校日誌」について紹介し、若干の考察をおこなうものである。小千谷学校は明治初年に設立され、小千谷学校・小千谷学館・振徳館・小千谷分校などさまざまに呼称されながら継続し、やがて学制によって近代的な小学校へと再編されていった。現在の新潟県小千谷市立小千谷小学校の前身となっている。本稿においては、便宜的に学制期までの同校を小千谷学校と総称しておくこととする。

現在の小千谷小学校には、明治期の小千谷学校関係史料が多数所蔵されている。そのひとつが「学校日誌」で

ある。明治二年から明治五年までの同校の日誌であるが、学制以前から学制期にかけての学校日誌として、全国的にみても稀有な存在となっている。小千谷学校の成立過程については、すでに『小千谷小学校史 上巻』^①や『小千谷市史 下巻』^②などにおいて詳述されているが、その主要な史料のひとつがこの「学校日誌」である。これらの著書においては、当然のことながら「学校日誌」のなかの小千谷学校関係記事が使用されているわけであるが、後述のように、「学校日誌」には、小千谷学校関係記事だけでなく、学校に届けられた布告類をはじめとする種々の記事が書き留められている。これらを含めた「学校日誌」全体の構成については、これまであまり触れられて来なかったといえる。それは、そこに記載されている情

報の多くが、必ずしもわれわれにとつて未知のものではないからでもあるが、しかしながら、小千谷学校「学校日誌」というものが有している複合的な性格を理解するためには、記事の全体構成それ自体を検討してみなければならぬ。本稿においては、以上のような視点から「学校日誌」の全体構成について紹介してみたい。

1 小千谷学校とは何か

「学校日誌」に触れる前に、そもそも小千谷学校とは何かということについて、最低限の説明をしておこう。既に述べたように、これについては前掲書などにおいて詳しく明らかにされている。これらによりながら、その概要を示しておこう。⁽³⁾

小千谷学校は、小千谷の富商山本比呂伎（徳右衛門）らの尽力により、明治元年十月一日⁽⁴⁾付けで柏崎県により承認された学校である。山本は、慶応四年八月、柏崎県知事四條隆平に対して学校設立の願書を提出するのを手始めに、執拗に学校設立の主張をつづける。願書においては、山本が五年間のうちに金千両を抛出することなど

も提案されており、この計画に山本が並々ならない意思をもって臨んでいたことが分かる。これらが奏功して、明治元年十月一日、柏崎県判事名で速やかに施行すべきことが通達されることとなった。学校自体は明治元年九月二八日に第一期生を迎えていたが、これが小千谷に設置されていた民政局によつて公認され、民政局立学校となったものである。この時に、山本は学校の取締且教示方を命じられている。

しかしながら、いまだ政情不安定な当時の状況から、その後必ずしも順調に展開したわけではなく、種々の紆余曲折を経るところとなる。翌明治二年十一月には、政局の廃止にともない、当分家塾（私塾）の心得として扱われることとなり⁽⁵⁾、公立学校としての性格を失うこととなった。その後しばらくの間、小千谷学校は、家塾（私塾）として継続していくこととなる。

明治三年、「大学規則・中小学規則」が制定されると、柏崎県もこれに対応して学校の再建に動き出す。山本に対して、かねて抛出を申し出ていた千両のうち第二回分二百両の上納を命じるなどのことをおこない、翌年には生徒人員の報告を求めている。明治四年十二月には、

前年に開設（再開）されていた柏崎県学校の分校と位置づけられ、小千谷分校と呼称されることとなった。明治五年一月二四日には、小千谷学校名により「来ル廿六日開校相也候条、同日朝五ツ時、無欠席昇館可有之候也」⁶⁶とする通知を出しており、正規の規則にもとづく開学をむかえることとなる。

明治五年、政府により学制が公布されると、柏崎県は同年八月十四日付けで小千谷学校に対しても教師のうち一名が出頭するように命じ、各分校教師に対して学監より学制を手渡すと同時に、課目等についての会議を開いている。十月になると柏崎県が制定した「教授方概略」が各分校に布達され、それまで設立されていた種々の学校も学制による小学校への転換が図られることとなるのである。

小千谷学校の設立に一貫して尽力してきた山本は、国学に傾倒し、その思想は「学校日誌」に記されている山本の数々の所信や、晩年の著作物にも明確に表れている。それだけに、西洋的な知識の教授に主眼を置く学制の理念とは相容れぬものがあつたであろう。結局山本は学制発布の翌年には教師を辞職することとなるが、その背景

には以上のような事情があつたであろうと、『小千谷小学校史 上巻』の著者、星野初太郎は記している。⁶⁷

以上が、これまでに明らかにされている小千谷学校の概略である。小千谷学校が開設されたこの時期は、京都府における番組小学校や、沼津兵学校付属小学校などをはじめとして、各地で学校の設立が試みられた時期でもある。明治政府も、明治二年の「府県施政順序」において民衆教化のための小学校設置を奨励し、またこのような「郷学校」の設立経費として、一万石につき米一石五斗を支出することを各県に命じている。翌年には「大学規則・中小学規則」を制定し、国家的な人材養成期機関としての学校制度のなかに、その基礎階梯として小学が位置づけられることとなる⁶⁸。このような政府の政策と前後しながら、各地に学校が設立されていくのである。

小千谷学校とこれに関連した柏崎県の動向も、以上のような政府の施策と無関係ではない。「学校日誌」には、後述のように「府県施政順序」や「大学規則・中小学規則」などが書き留められているし、星野初太郎も指摘するように、柏崎県は、「大学規則・中小学規則」制定以後、小千谷学校を県学校として積極的に位置づけていくよう

になる。したがって小千谷学校も、幕末維新期において各地で展開した郷学の一種とみなすことができるのである。この時期の郷学には種々のタイプのものがあることが倉沢剛によって明らかにされているが、小千谷学校の場合、倉沢の分類にしたがえば、人民主導の民立郷学ということができらう。山本比呂伎の発案と出資を基盤としながら継続した学校であった。学制により、これが近代的な小学校に転換するなかで、郷学としての小千谷学校に寄せる山本の理想は、次第に現実から遠いものとなつていったのである。

2 「学校日誌」の構成

小千谷学校「学校日誌」は全部で六冊ある。すべて表題は「学校日誌」とされ、右肩に書き始めの年月日を記してある。左肩には、「第一」から「第七」までの番号が記してあるが、「第四」はない。また「第七」以外は朱筆であり、後筆の可能性もある。「第三」の末尾の記事は明治五年四月のものであり、他方「第五」の右肩には明治五年八月十五日と記されており、記事も同年八月十六日

からのものであるから、「第三」と「第五」の間に「第四」があつたものと推測される。いずれの「学校日誌」にも左下に「書記方」「典書」「典書掛」「書記掛」などと記され、記録係が存在したことが分かる。また筆跡からも、複数の人物によつて記載されたものと考えられる。

それぞれの日誌の執筆が開始された年月は以下の通りである。「第一」明治二年（月日不詳）、「第二」明治四年十一月十五日、「第三」明治五年正月、「第五」明治五年八月十五日、「第六」明治五年十月、「第七」明治五年十一月。前述のように、明治五年四月から同年八月までの記事を記した「第四」があつたと思われるが、現存していない。第一冊がもつとも長い期間に渡つて記されたものであり、明治五年以後は、頻繁に冊子が改められている。紙数も第一冊が最も多い。後述のように、記事の内容からみても第一冊は、他の冊子とは異なつた性格を有しているといえる。

記事の内容およびその性格から、「学校日誌」の記事は以下の四種類に分類することができる。（一）小千谷学校記録、（二）教育関係記事、（三）布告類、（四）上申文書、（五）その他である。以上の分類によりながら、「学校日

誌」の全体構成についてみておくこととしよう。

まず（一）は小千谷学校固有の記事であり、学則や生徒数をはじめとする小千谷学校の業務にともなう記事である。その後普及する一般的な学校日誌においては、日々の学校業務が記されているわけだが、小千谷学校の「学校日誌」においてもこのような記事を載せていることは当然である。しかし小千谷学校の「学校日誌」が一般的な学校日誌と大いに異なる点は、このような固有の業務にかかわる記事だけでなく、その他の、これとは性格の異なる種々の記事が載せられていることである。（二）の教育関係記事は、政府の発した教育関係法令をはじめとする教育一般に関係する記事であり、（三）は教育に限定しない種々の布告・布達類である。（四）は小千谷学校から上申した文書類である。（五）は以上のいずれにも分類できないものをこのなかに含めた。このように小千谷学校「学校日誌」は、一般的な学校日誌とは性格を異にするものだったのである。

以上の分類にはお互いに重複するところもある。たとえば（二）のうちの教育法令は、当然（三）の布告にも該当するものである。このような場合には（二）と（三）

の両方にカウントするという方式で、「学校日誌」の記事を分類したものが表1である。記事は全部で二四一件にのぼるが、表1においては、一件の記事を複数の項目に分類したものを含むので、記事数は二六七件となっている

表1 「学校日誌」の記事分類

	小千谷学校	地方行政	国政	計
小千谷学校記録	4	14	0	18
教育関係記事	0	6	10	16
布告類	0	72	150	222
上申文書	0	9	0	9
その他	0	0	2	2
計	4	101	162	267

表2 冊子別記事分類

	第1冊	第2冊	第3冊	第5冊	第6冊	第7冊	計
小千谷学校記録	10	3	5	0	0	0	18
教育関係記事	6	2	2	5	0	1	16
布告類	35	24	50	40	45	28	222
上申文書	7	0	2	0	0	0	9
その他	1	1	0	0	0	0	2
計	59	30	59	45	45	29	267

る。それぞれの項目に分類される記事をさらにその内容から小千谷学校に関わるもの、柏崎県をはじめとする地方行政に関わるもの、国政にかかわるものの三つに分類してある。表1からわかるように、「学校日誌」の記事の大部分を占めるのが布告・布達類である。それはあたかも近世の御用留のごとくであるが、「学校日誌」においては行政官、太政官・大蔵省・文部省などが発する国政レベルの布告が多いことが特徴的である。

このように多くの布告類が記載されることとなった経緯について、「学校日誌」は次のように記している。「辛未年 六月廿八日、教師御用二而被罷出候所、自今而後布告物等学校江一通相通候と之御達候事、当日則左二」⁽⁹⁾。これによれば、明治四年六月二十八日以後、布告書の写し一通が学校にも通知されることとなったものであることがわかる。この、学校に布告類が通知されるということについては、明治二年の京都府による布令において、小学校が学文のみのためにあるのではなく、儒書・講釈・心学道話などの教諭所でもあり、時として布告の趣意を説き聞かせる場所でもあると説明されていること⁽¹⁰⁾や、大阪府の明治五年の布達にも、小学校は会議所ともなり

布告申達の説論の場ともなる場所であると通達しているなどの事例がある⁽¹²⁾。また新潟県では明治六年から布達類を掲載した「県治報知」を印刷して学校にも配布しており、同年の筑摩県では、全村民を毎月三回ほど小学校に集め、教師の講義により布告の周知を図るようにとの布達がなされている⁽¹³⁾。小千谷学校においても、このような機能が期待されたものであろう。

冊子別の記事内容分類を示したのが表2である。この表からわかるように、小千谷学校固有の業務に係る記事は主として第一冊に記されており、第五冊以後は0となっている。第一冊は開学直後の時期に係るものであり、開学に至るまでの山本の願書などを多数掲載している。上申文書が第一冊に多いのも同じ理由である。教育関係記事は、明治初頭における教育関係布告類を多数掲載している第一冊と、学制頒布以後の時期に係る第五冊に多い。布告類は、すべての冊子においても多数記載されている。

以上によって「学校日誌」のおおよその性格が把握されたものと思われる。つきに、それぞれの項目に分類される記事の具体的な内容についてみてみよう。

3 項目別記事内容

(一) 小千谷学校記録

最初に小千谷学校の業務関係記事についてである。このなかで主要な位置を占めるのは、山本比呂伎が県当局に対して執拗に働きかけた学校設立の願書などの上申書類である。慶応四年八月付けでなされた小学校創営とこのための千両寄付を申し出た願書、これに対する回答がないためになされた回答催促の願書数通、明治二年民政局の廃止にともない家塾（私塾）としての扱いとなつたことに対する意見書、明治三年柏崎県からなされた二百両献納依頼に対する批判を記した上申書などである。柏崎県から小千谷学校に下された達類、及びそれに対する上申文書も載せられている。明治元年七月付けで下された千両献納を許可する通達、明治四年六月付けで柏崎県小千谷出張所に提出した生徒人員取り調べ書などである。生徒人数については、このほか明治四年十二月、翌明治五年二月にも柏崎県庁に提出している。これらは、

柏崎県からの命令により取り調べたものである。また明治五年一月には小千谷小学校所蔵図書目録についても提出している。明治四年十二月四日柏崎県庁が小千谷分校に宛てて出した通達では、教員が打合せで柏崎に出頭する際は小学校に止宿することなどが指示されている。

小千谷学校の業務に係り、学校独自に作成した文書についても当然所載されている。当初の仮校舎が五智院という寺院を使い後に庄七宅に移つたことなどの記録、明治五年一月二十四日付けの小千谷学校開校案内、明治五年二月付け「振徳館規則」、明治五年と思われる「三月五日勉強之者江御賞」と題する褒賞者一覧などである。

以上のように、通達・上申・業務文書とその性格は異なるものの、小千谷学校の固有の業務にかかわる文書は、当然のことながら「学校日誌」に記述されている。しかしながら小千谷学校「学校日誌」においては、これらの占める割合は必ずしも多くない。

(二) 教育関係記事

つぎに教育関係記事であるが、まずは教育に関係する

政府法令類が書き留められている。「学校日誌」第一冊は「府県施政順序」からはじまっている。明治二年二月五日に発せられたものであり、周知のようにこのなかには、「小学校ヲ設ル事」の項目があり、書学素読算術を学ばせ願書書翰記牒算勘等ができるようにすると同時に、国体時勢を弁えさせ、忠孝の道を知るべきことを教諭するものとされている。慶応四年八月に学校設立の願書を出した山本にとって、その半年後に出されたこの達は、この上ない援軍と思えたのではないだろうか。

明治三年二月に大学において制定された「大学規則・中小学規則」は、その全文が筆写されている。『日本近代教育百年史 第三卷』によれば、この「大学規則・中小学規則」は当初学則の不在により公刊を差し止められていたものが、学則にあたる「舎中条規」「学課」の制定を待つて二月付けで整版印刷されたものであるという。⁴⁴⁾山本らもこれを入力して書き留めたものと思われる。後述のように柏崎県は、この規則制定をうけて、これらの県内教育への適用方について小千谷学校にも諮問している。祭政一致の原理を明確にする詔書と、これの一般への普及を担うべき宣教師についての規定も書き留められて

いる。鎮祭詔、宣布大教詔、宣教師心得書の三点である。国学に傾倒する山本にとって、これらは殊更に重要なものであったと思われる。

大学に関係する記事として、明治四年十一月十日付け、東校中に種痘局を設置する文部省達、同じように明治五年一月十日付け、南校に設置された専門学校への生徒募集の文部省達のほか、明治五年十一月付け、外国人教師来航延引につき工学校の開校延期の太政官布告一点も記載されている。このうち種痘については、(三) 布告類においても関連する記事がみられる。南校の専門学校は、入学生徒が僅少であったため結局は開学に至らなかった⁴⁵⁾のであるが、その生徒募集が小千谷学校にまで届いていたのである。

学制に関する記事も当然書き留められている。文部省による学制の発布は明治五年八月三日付けであるが、柏崎県はこれを受けて、八月十四日付けで「学制御改革ニ付相達候条、教師之内一名、来ル廿一日夕迄ニ出頭可致、但教師無之向ハ教師にて代人頭可差出候也」とする通達を発している。「学校日誌」第五冊はこの達を記した後に、「右御用二付、教師代渡辺忠、山本文一郎、山田裕足出

張、柏崎学校二於而各分校教師一同江学監金田樵典事より学制御渡、別二記シ有之、次二課目等之會議アリ」と記している。また学制布告書の全文を書き留めている⁽⁶⁾。発布された学制はかなり速やかに小千谷学校にまで到達していることがわかる。

小千谷以外の越佐地域（現在の新潟県地域）の教育に關係する記事もみられる。「学校日誌」第一冊の冒頭部分には、前述した「府県施政順序」について「新潟県観光館学則」「加茂蒙養舎規則」のふたつを掲載している。新潟県観光館はもともと新潟町が幕領化された際、弘化元年に奉行所内に設置された学問所であつたが、後に中絶し、明治二年越後府が新潟に置かれるとともに再興された県学校のひとつである⁽⁷⁾。加茂蒙養舎は、明治二年一月三条の民政局が開設した学校であつたが、民政局が加茂に移ると、学校も移転して「加茂蒙養舎」と称したものである⁽⁸⁾。いずれも民政局や県当局がその設立に関与している点で、小千谷学校と性格を同じくしているといえる。小千谷学校としても、近隣地域における当局学校の設置動向に注目したものであろう。「新潟県観光館学則」は十丁の用紙を使ってこれを書き写している。第一条に「苟

モ神州二生レテ今日ノ隆盛ニ会シ、皇化ノ優渥ニ浴スル者、先ツ我カ国体ノ開闢以來、皇統連綿万古不易ニ是アル綱常彝倫照々トシテ天日ノ如ク名分ノ正キ事誠ニ四海万国ニ冠絶タル所以ヲ弁知シテ、之ニ尽力スルノ道ヲ知ラサル可ラス」と、教育が天皇制的な原理によるべきことを明確にした上で、第三条では「近來世界窮理日新ニ相開ケ、就中西洋各国ニ於テハ兵制器械芸術天文地理測量等ニ至ルマテ、誠ニ精巧熟練ヲ極ルニ付、西洋原書并翻訳書等モ亦能ク看破シテ、彼ノ事情ヲ審ニシ、時事ニ於テ迂闊固陋ノ害無ラン事ヲ要ス」として、西洋の科学技術についても教育を怠ってはならないとするものであつた⁽⁹⁾。

以上のように、「学校日誌」は、学制に至るまでの基本的な教育関係法令を一応網羅しており、あわせて近隣における学校設立に動向にも目配りをしたものとなつているのである。

(三) 布告類

すでに述べたように、「学校日誌」の記事の大部分は布

告類である。全部で二二二件の布告類を載せている。このうち一五〇件が太政官をはじめとする政府関係布告類であり、七二件は柏崎県などが発した地方行政関係布達類である。前述のように、当時の小学校には布告などを人民に読み聞かせる教諭所としての機能も期待されていたのであるが、小千谷学校において実際にこのようなことがおこなわれていたかどうかは確認できない。

記事の内容は実に多岐に渡っているが、ここでは国政に関するものについて触れておこう。まずは出版条例、徴兵告諭などの歴史的に重要な布告類が目につく。前者は明治五年に改定された時のものであるが、出版願書雛形までも筆写されている。徴兵告諭は明治五年十一月二十八日に太政官によって発せられたものが、明治六年一月、柏崎県参事鳥居断三名で触れられている。徴兵を「上下ヲ平均シ人權ヲ斉ニスル道」であるとする告諭を、山本らはどのように読んだのであろうか。

このほか比較的頻繁に書き留められているのは、新貨幣に関する布告類である。新貨幣を疑念なく通用させるべきことをはじめとして、紙幣の寸法・形状の公示、旧藩札引き替え方についてなどである。当然のことながら

租税関係の記事も多い。貢米の石代金納についての布告類である。また地券の発行にともなって地券関係記事も増える。祭政一致を掲げる政府の方針についての布告類もしばしばみられる。明治四年十月、太政官が来月十七日に大嘗祭、十八日には豊明節会を執りおこなうので、全国の神社において相応の神事を執行し、衆庶一同にて祝うべきとする布告が出ると、柏崎県も村々神社において祭りをおこなうよう通達している。翌十一月には、大嘗会に関する告諭を示しこれを末々まで漏れなく申し諭すべきとする神祇省の布告が書き留められている。告諭では天孫降臨の国体についての説明がなされている。前述のように、種痘に関する布告も多く、種痘を信じないで呪術によって医療をおこなうことの禁止や、疱疹患者への非人道的な扱いを禁止する布告などもみられる。明治五年の太陽暦への改暦は実務的にさまざまな改変を出来して、これらに関する記事も多い。

以上によって、小千谷学校の教師たちは国政の動向をかなり正確に把握することができていたと思われる。

(四) 上申文書

小千谷学校から民政局あるいは柏崎県などに提出された上申文書は、学校固有の事務文書であり、「学校日誌」はこれについても当然書き留めている。しかしその大半は学校設立に関する山本比呂伎の願書類である。このほかには県庁の命により生徒人数や所蔵図書名などが上申されている。

(五) その他

その他は、明治四年の徳川慶勝の建白書、および明治四年に記載されたと思われる「聞記」と題する日本の国勢に関する記事の二件である。前者は、明治政府において議定を勤めた旧尾張藩主徳川慶勝が、名古屋藩知事の肩書きで弁官宛てに提出した建白書である。⁽²⁰⁾ 建白書がその第一条に学制を立てることを掲げていたせいであろうか、「学校日誌」に書き留められるところとなった。「聞記」は日付を欠いているが、「学校日誌」第二冊に記されているので明治四年に記されたものと思われる。その内

容は、全国石高、租税米高をはじめとして、皇国総人員、その身分別内訳、三府人員などを列記したものである。全国的な国勢といえるが、「越後国七郡四千五拾一ヶ村」というデータも含んでいる。これらが何にもとづいて書かれたものかは不明であるが、全国国勢を俯瞰し得る材料として採録したものであろう。

4 言路洞開と山本比呂伎

「学校日誌」に記されている山本比呂伎の願書類を読むと、維新时期における政府の言路洞開策が、彼の行動にも多大なる影響を与えていることがわかる。最後にこの点について触れておこう。

牧原憲夫は、明治初頭におけるいわゆる「言路洞開」は、建白書による献言を一般に奨励するところとなり、これにより明治前期は建白書の時代ともいふべきものとなったとしている。⁽²¹⁾ 山本の願書類は、政府に宛てられたものではないが、このような政策を明確に意識したものとなっている。

すでに述べたように、慶応四年八月、山本は小千谷学

校開設のために千両の献金を柏崎県に願ひ出ている。⁽²²⁾その願書の冒頭部分で山本は「御一新之機会千載一時億兆之士民勉勵尽力之時」であり「報国万分之一助とも可相成様見込も候ハ、奉申上度候」として、自分の提案を申し上げたいとしながらも「何分越俎之謗ヲ奉恐入、畏縮罷在候」と、そのような献言をおこなうことに対する躊躇を表明している。しかし「方今聖明之御代、言路相開ケ下情上達之期会、鄙野之管見をも不奉献芹候而ハ、却而不尽偷安之譴責をも深く恐入、左ニ奉申上候」としてゐる。願書には「奉拝聴太政官日誌、徴士貢士之選舉、実ニ方今之御急務」などと、国策の是非について論ずるところもあり、確かに少し前までなら分を越えた所為とみなされかねないものでもあった。「言路洞開」こそは、山本にこのような躊躇を乗り越えさせ積極的な献言をおこなわせる原理となつたのである。

山本の献策は一旦容れられるものの、前述のようにその後、家塾（私塾）の心得として扱われるなどの変遷をみることとなる。山本は学則を独自に制定してさらにその承認を求めるのであるが、県当局はなかなか認めようとしなない。明治三年十一月朔日、山本はついに自らの献

策に対する採否を決するよう強い口調で申し入れをする。このなかで山本は学則について先に「菟蕘之野言も不顧献芹」いたしたところであるが、「言路四達之美徳を播揚する」にあたりて「乍恐此段被為分聞召、七月中規則相伺上候一書、其向々江御差登被成下置候様、伏而奉懇願候」と申し入れている。ここでも「言路四達」ということが、山本の主張の根拠となつているのである。

山本は先の慶応四年願書のなかで、「此際二当り、人々其職業を励み其知力尽し傍觀座視之時二非を知、乍恐草莽之野人一能一芸之士なりと奉選舉度朝夕心配候」として、このような人材の養成こそが自らの学校の目的であると述べている。ここには、言路洞開策が山本の政治参加への意欲を高揚させている様子をうかがうことができ。牧原は前掲書のなかで、政府の言路洞開策に感激して、建白書提出のために家業をなげうち東京に出てくる人々が増えたことなどを取りあげ、単なる「民」ではなく「臣子」であるという意識、国家の本来的な構成員と認められた喜びこそが、そのような人々の行動を支えていたとしている。⁽²³⁾山本の場合には、教育を通じて言路洞開という新しい時代状況に向き合っていたということが

きるだろう。

おわりに

小千谷学校「学校日誌」を、歴史資料としての性格という点からみると、いくつかの異なる要素からなる複合物であったということができそうである。当然のことながら、まずは学校業務日誌としての性格をあげることができ。それは「学校日誌」というその表題からも明らかであろう。小千谷学校の設立にかかわる種々の願書類、学則や生徒数などに関する記録、教育関係法令や近隣に存する学校の学則などを書き留めているのは、小千谷学校の業務にとって必要であったからである。

しかしながら「学校日誌」は、後に一般的なものとなる通常の学校日誌とは大いに性格を異にしているようである。通常の学校日誌は、生徒の出席状況や日常的な学校業務などを記録するものである。これに対して小千谷学校の「学校日誌」においては、記事の大半が政府や県庁の発する布告類によって占められているのである。それはほとんど近世期の御用留とかわらないものとなつて

いる。事実それはひとつの御用留であったのではないかとも思われる。御用留は、村請制のもとの末端的な行政遂行のために確立した文書様式であつたが、「学校日誌」は、あきらかにこの御用留の系譜を引くものとして作成されていたのである。ただしこれが村役人ではなく学校において作成されているという点は、御用留と異なるところである。このような布告類が地域の教育機関のなかに蓄積していくという事態は、日本の歴史においても特異なものだったのでないだろうか。それは、学校が人材育成の場であるだけでなく民衆教化の機関として位置づけられていたということ、自らの正統性の確立をめぐらむ明治政府が大量の文書を発信しつづけたという両方の事情によって生じたものでもあつた。民衆教化と政府の正統性の確立というふたつの動向が交錯する地点に学校は位置していたのである。

自らの発する法令の浸透という、以上のような政府の意図は、しかしながら次第に近世的な回状システムでは実現困難なものとなりつつあつた。政府が公開し発行する情報が膨大すぎて、御用留方式では処理しきれないのである。鈴木淳は、このような事態に対応するため県内

への布達を整版印刷した山梨県の事例を紹介しつつ、しかしこれにも限界があったとしている⁽²⁴⁾。整版印刷では時間がかかりすぎ、たとえば改正郵便規則なら印刷までに四〇日もかかってしまう計算になるというのである。各県の県庁所在地に活版印刷所ができていくのは、このためであった。つまり明治政府が推し進める行政システムは、御用留はおろか整版印刷という技術水準においても実施不可能なのであり、活版印刷によってはじめて可能となったというわけである。中央政府の法令公示の方式は、「太政官日誌」のような官庁発行物によるものからさらに「官報」へと至り、システムとして完結することとなる。「学校日誌」はまさにこの過渡期のなかにあつた。

「学校日誌」の三つ目の性格として、言路洞開策との関係ということをおこなうことができるだろう。そもそも小千谷学校自体、言路洞開策のもたらしものでもあつた。そのような政策に力づけられて、山本は学校創設の献策をおこなうこととなつたからである。また「学校日誌」が、近世的な御用留の世界から「官報」や新聞などのメディアへの転換における過渡的な段階に位置付くものであつたことも、言路洞開と無関係ではない。明治政府が、

大量の情報を公開したことは、鈴木淳がいうように徳川幕府の非公開主義とは大いに異なっている。言路洞開とは、臣下が君主に対して意見を述べることを保障するものであつたが、同時に政府も大量の情報を発信して「公論」を主導しようとするものでもあつた。「学校日誌」は、このようにして発信される情報を御用留的な様式において受信しようとするもの、だつたといえよう。

さて、「学校日誌」のなかに詳細に書き留められている、教育関係法令の全文や近隣の学校の動向、あるいは自らが制定した学則などをみていると、山本をはじめとする小千谷学校に関わつた人々が、自らの手で学校を作りだそうとしていた様子が浮かび上がってくるようである。また山本が幾度となく作成した願書類には、学校による人材養成を通じて新しい国家の創生に参画したいという心理的な高揚が明瞭にあらわれている。それは、明治初年というきわめて流動的な時代におけるダイナミズムの生みだしたものであつた。それだけに、「学校日誌」のなかには新旧両時代の要素が過渡期に特有な在りようで混在しているのである。

【注】

- (1) 小千谷小学校史編集委員会編『小千谷小学校史 上巻』
(東峰書房、一九七七年)。
- (2) 小千谷市史編修委員会編『小千谷市史 本編上巻』(新潟県小千谷市、一九六七年)。
- (3) 以下、小千谷学校の概要については、とくに断らないかぎり、前掲『小千谷小学校史 上巻』による。
- (4) 本稿における年月日はすべて旧暦によるものである。
- (5) 前掲『小千谷小学校史 上巻』によれば「家塾の心得」とされているが、「学校日誌」によれば「私塾の心得」と記されている。
- (6) 「学校日誌 第三」(小千谷小学校所蔵、以下同じ)より。
- (7) 前掲『小千谷小学校史 上巻』八〇頁。
- (8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第三巻』(教育研究振興会、一九七四年)による。
- (9) 倉沢剛『幕末教育史の研究 三』(吉川弘文館、一九八六年)「幕末諸藩の郷学」より。
- (10) 「学校日誌 第二」
- (11) 前掲『日本近代教育百年史 第三巻』四〇二頁。
- (12) 同前四〇九頁。
- (13) 荒井明夫編『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究

究』(東信堂、二〇〇八年)四一、四四頁。

- (14) 同前二七九頁。
- (15) 『明治以降教育制度発達史 第一巻』(龍吟社、一九三八年)二〇一頁。
- (16) 「学校日誌 第五」
- (17) 『新潟県教育百年史 明治編』(新潟県教育庁、一九七〇年)七頁。
- (18) 同前、六六頁。
- (19) 「学校日誌 第一」
- (20) この建白書は『明治建白書集成 第一巻』(筑摩書房、二〇〇〇年)には採録されていない。
- (21) 牧原憲夫『明治七年の大論争』(日本経済評論社、一九九〇年)。
- (22) 以下、山本の献策については「学校日誌 第一」による。
- (23) 前掲、『明治七年の大論争』三頁。
- (24) 鈴木淳『新技術の社会誌』(中央公論社、一九九九年)。

【付記】

本研究は、科学研究費補助金(課題番号1753057)の助成を受けたものである。